

【令和 2 年 5 月 2 6 日掲載】

入国者収容所及び収容場における面会の取扱いについて(面会制限の終了)

令和 2 年 4 月 2 7 日から，入国者収容所（入国管理センター）及び地方出入国在留管理局・同支局の収容場において，被収容者処遇規則第 3 3 条第 1 項に規定する領事官及び弁護士以外の方との面会を原則として実施しない取扱いを行っていましたが，当該取扱いについては，令和 2 年 5 月 2 5 日をもって終了しました。また，面会の実施に代わる電話通話についても，同日をもってその取扱いを終了しています。

なお，面会を実施する際にはマスクの着用や検温の実施などの感染防止にご協力いただく必要があります。

詳しくは，入国管理センター及び地方出入国在留管理局・同支局にお問い合わせください。